

# 上越市みんなで防犯安全 安心まちづくり条例

## 逐条解説

(条例名)

上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例

**【趣旨】**

条例名は、本条例が犯罪を取り締まることでなく、犯罪が起こりにくい社会環境や地域づくりを市民、地縁団体、事業者、行政などが連携してみんなで進めることにより、安全で安心して暮らせる上越市を築くことを目的としていることから「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例」としたものである。

**【決定までの経緯】**

条例名は、当初、「上越市安全・安心まちづくり条例」としたが、安全・安心の範囲は「食」から「耐震」までと幅広く、目的が明確にならないことから、犯罪に特化した条例であることを明確にするため、「犯罪のない」を加え「上越市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」として検討した。

しかしながら、パブリックコメントでは、条例名について「犯罪という言葉が入っているのが、少し怖い感じがする」「犯罪という言葉が暗いイメージなので使わないほうがよいと思う」「上越市で犯罪が多く発生しているようなイメージを受ける」等の意見が寄せられた。

これらのご意見を基に上越市安全・安心まちづくり条例検討委員会と協議した結果、条例名を「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例」とすることにした。

前文

(前文)

安全に安心して暮らせる明るい地域社会を築くことは、私たちみんなの願いである。

上越市は、豊かな自然、歴史と文化に恵まれ、そこに暮らす私たちは、これらがもたらす様々な恩恵を享受し、お互いを支え合う心を大切にしながら、地域社会をはぐくんできた。

しかしながら、近年の急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化が進み、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化も顕著となってきた。こうした中、犯罪の質や形態も変化していることから、私たちの暮らしの安全と安心を確保するためには、地域社会が持つ犯罪を抑止する機能の充実強化が重要な課題となっている。

市民はもとより上越市を訪れる人々も含め、みんなが安全に安心してこの地で暮らし、滞在することができる地域社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合いながら、地域社会の中で主体的に考え、市、地縁団体、事業者等の地域社会の担い手と連携し、行動していく不断の取組が何よりも重要である。

私たちは、「地域の安全は自ら守る」という認識の下、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

**【趣旨】**

前文は、「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例」を制定する経緯と、市と市民等が協力して犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを宣言したものである。

## 【前文の背景】

私たちは、豊潤な大地や気候風土などの自然や、先人たちの築いた歴史、地域における独自の文化に恵まれ、お互いを支え合う心を大切にしながら、犯罪に遭うことを気にせず安心して暮らせる地域社会をはぐくんできた。

近年、核家族化や情報化社会、大量消費社会が急激に進展したことから、価値観や生活様式が多様化し、これまで住民同士が地域社会の中で培ってきた連帯感や規範意識が弱まってきた。その中で犯罪の質や形態が変化してきており、改めて地域社会の中で身近な犯罪を抑止する機能の充実強化が求められている。

また、上越市の犯罪発生件数は、平成14年まで毎年増加し続け、市民の不安感が高まってきたことから、市と市民が協力して防犯対策に取り組んだ結果、その後の犯罪発生件数は減少に転じた。

しかし、最近では、児童生徒に対する声かけなどの不審者情報が寄せられているほか、他県で発生している児童や生徒が被害者となる事件や、高齢者を対象とした振り込め詐欺や悪質商法などが市内で発生することが心配されていることから、犯罪被害を減らすため、地域住民の防犯意識を高揚させ、地域における防犯体制を整備することが必要となっている。

また、上越市は、観光振興や産業振興、国際化などを市の重要施策と位置付け、国内外との交流や情報発信を活発化することにより交流人口を増加させようとしていることから、上越市を訪れる人々も安心して滞在できるようにすることも、市民みんなの願いである。

安全に安心して暮らせる明るい地域社会を実現するため、市民、地縁団体、事業者、市等が一体となって「犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくり」を推進することを決意し、本条例を制定するものである。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくり（以下「安全安心まちづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、安全安心まちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安全安心まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安全に安心して暮らし、さらには本市を訪れる者も安全に安心して滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、市民が安全に安心して暮らし、さらには本市を訪れる者も安全に安心して滞在することができる地域社会の実現を目指し、基本理念、市及び市民等の責務並びに安全安心まちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めるというこの条例の目的を定めたものである。

### 【解釈】

- 目的に本市を訪れる者が安全に安心して滞在することができる地域社会の実現を含めたのは、市民の安全と安心を守ることが、結果として本市を訪れる者の安全安心を守ることにつながることを踏まえ、観光振興や交流人口を増やそうとする市の姿勢を示したものである。
- 「市」とは、市長部局、教育委員会など市の機関のすべてをいう。

- 「犯罪」とは、窃盗（万引き、空き巣、事務所荒し、自転車泥棒）、詐欺（振り込み詐欺等）、誘拐、傷害、器物損壊、殺人、放火等をいう。
- 「安全」とは、犯罪による被害に遭わないことをいう。
- 「安心」とは、犯罪による被害に遭う心配のないことをいう。
- 「本市を訪れる者」とは、本市に生活拠点を有しないが、旅行、知人訪問、仕事などで、本市を訪れる者をいう。
- 「安全に安心して暮らし、さらには本市を訪れる者も安全で安心して滞在することができる地域社会」とは、市と市民等の連携により、犯罪を未然に防止する取組を行い、市民や旅行者等が、犯罪による被害に遭わない、犯罪による被害に遭う心配のない社会をいう。

#### 【県条例と本条例の関係性】

新潟県においては、平成17年7月に「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（以下「県条例」という。）」を制定し、防犯意識の醸成、自主的な活動、県、市町村及び県民等の各役割と相互理解の下での連携、基本的人権の尊重を基本理念として「犯罪のない安全で安心なまちづくり」を実践している。

本市においても、県条例の制定を受け「安全で安心なまちづくり」を実践しているところであるが、さらに次の事項を重点的に推進するため、独自に条例を制定することにより、本市における「安全で安心なまちづくり」を推進していく方向性を明確にするものである。

- (1) 県条例に基づく施策を受け、上越市において特に重点的に取り組むべき施策
  - 学校等、通学路等における安全確保（第13条、第14条関係）
  - 犯罪防止に配慮した道路等建物等の普及（第15条、第16条関係）
  - 自主的な活動に対する支援（第19条関係）
  - 犯罪被害者等に対する支援（第21条関係）
- (2) 上越市が独自に規定した責務
  - 市民による安全安心まちづくりに関する知識の習得（第5条関係）
  - 事業者による従業員教育（第7条関係）
  - 土地所有者等の責務（第8条関係）
- (3) 上越市が独自に取り組む施策
  - 安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等（第11条関係）
  - 安全確保に係る教育等の充実（第12条関係）
  - 上越市防犯の日の指定等（第17条関係）
  - モデル地域の指定（第18条関係）
  - 人材の育成等（第20条関係）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、地縁団体等及び事業者をいう。
- (2) 地縁団体等 地縁団体、防犯関係団体その他安全安心まちづくりに関する活動を行う団体をいう。
- (3) 学校等 幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他の学校及び保育所その他の児童福祉施設をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に存する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 見守り活動 乳幼児、児童及び生徒（以下「子ども」という。）並びに高齢者その他特に安全の確保について配慮を必要とする者が犯罪による被害に遭わないようにするため、市民等が安全の確保について配慮を必要とする者を見守る活動をいう。

【趣旨】

本条は、この条例の中で用いる用語の意義を定めたものである。

【解釈】

- 「市民」とは、住民登録の有無は問わず、市内に生活拠点を有する者をいう。
- 「地縁団体」とは、一定の区域内に住所を有する者が地縁に基づいて形成する団体で、いわゆる町内会、自治会をいう。
- 「事業者」とは、市内に事務所、店舗、工場などを有し、事業活動を行う法人及び個人をいう。
- 「防犯関係団体」とは、上越市防犯協会及び同協会に加入している防犯協会（組合）並びに地域で防犯活動を実施している団体をいう。
- 「安全安心まちづくりに関する活動」とは、地域、学校、市内全域などの単位で、市民等が実施している防犯活動で、具体的には、登下校時の子どもの見守り活動、住民パトロールなどをいう。
- 「安全安心まちづくりに関する活動を行う団体」とは、市内の各地域又は全域で見守り活動や防犯パトロールなどの防犯活動を実施している青少年健全育成協議会、PTAや市民等が組織している団体のことをいう。
- 「その他の児童福祉施設」とは、身体障害児通所施設、知的障害児通所施設、児童館などをいう。
- 「その他の工作物」とは、物置、車庫など、人の出入り可能な工作物や門扉、塀、生垣、看板などの工作物をいう。
- 「占有する者」とは、土地、建物などを独占的に使用する権利を有する借受人などをいう。
- 「管理する者」とは、所有者の依頼を受けて、その物の保存又は利用を行う者をいう。

- 「その他特に安全の確保について配慮を必要とする者」とは、体の不自由な人や若い女性などの犯罪者から狙われやすい人をいう。

(基本理念)

第3条 安全安心まちづくりは、市及び市民等が地域の安全は自ら守るという意識の下、それぞれの責務を果たしつつ連携し、安全に安心して暮らせる明るい地域社会を築くことを基本理念として推進されなければならない。

2 安全安心まちづくりは、人権その他の権利を侵害しないように行われなければならない。

【趣旨】

本条は、安全に安心して暮らせる明るい地域社会の実現のためには、市と市民等が、地域の安全は自ら守るという意識をもって、どうすれば安全に安心して暮らすことができるかについて、考え、理解を深めながら、この条例で定めるそれぞれの責務を果たし、またそれぞれが連携して推進しなければならないことを基本理念として定めたものである。

【解釈】

- 「それぞれの責務」とは、第4条から第8条までに規定する、市及び市民等のそれぞれの主体が果たすべき責務をいう。

- 「人権その他の権利」とは、憲法で保障する基本的人権や財産権のほか、他の法令で認められた権利全般を指している。

市が施策を実施する場合は当然のことながら、例えば自主的な防犯活動を行う場合においても、プライバシーをはじめとする個人の権利を侵害しないようにしなければならないことから、基本理念として明示したものである。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、安全安心まちづくりの推進に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等と連携して行うものとする。

【趣旨】

本条は、前条に定める基本理念に基づき、市が果たすべき責務を定めたものである。

【解釈】

- 「基本的かつ総合的な施策」とは、第10条に規定する推進計画で具体的に定めるものである。

- 「国、他の地方公共団体」とは、国、県（都道府県警察を含む。）近隣の市などをいう。具体的には、国道管理事務所、県の道路管理部門、上越警察署、妙高市、糸魚川市、十日町市、柏崎市などである。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校等及び職場における機会その他の社会のあらゆる機会をとらえて、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。
- 2 市民は、日常生活における自らの安全の確保のため、積極的に安全安心まちづくりに関する活動等に参加して、必要な知識の習得に努めるものとする。
- 3 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第3条に定める基本理念に基づき、市民が果たすべき責務を定めたものである。

【解釈】

- 「日常生活における自らの安全の確保」とは、家庭、学校、職場、通勤、通学路などにおける日常生活の中で、市民が空き巣、ひったくり、自転車盗など犯罪による被害に遭わないようにすることをいう。
- 「必要な知識の習得」とは、最新の防犯対策や最近発生している犯罪の種類、方法などの知識を習得することをいう。
- 具体的には
- ・ピッキングに強い鍵への交換
  - ・割れにくい防犯ガラスへの取替え
  - ・開けられにくくするためドアに補助錠を付ける
  - ・振り込め詐欺の被害にあった実例について知る
  - ・地域で行われている防犯パトロールの実施方法などが挙げられる。

(地縁団体等の責務)

- 第6条 地縁団体等は、基本理念にのっとり、自主的に安全安心まちづくりに関する活動に取り組むとともに、地域の実情に応じ、その地域で活動する他の団体と連携して、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。
- 2 地縁団体等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第3条に定める基本理念に基づき、地縁団体等が果たすべき責務を定めたものである。

【解釈】

- 「地域の実情」とは、それぞれの地域の置かれた地理的・地形的・社会経済的特色などのことで、繁華街、住宅地、農村部、山間部などの地域特性や住民の人数、年齢構成などをいう。
- 「その地域で活動する他の団体」には、地域で活動している老人会、婦人会、子ども会など直接的に安全安心まちづくりに関する活動を行っていない団体も含むものである。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、占有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自らの安全の確保に努めるとともに、その事業活動におけるあらゆる機会をとらえて、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の安全安心まちづくりに対する意識を高めるため、必要な知識の習得が図られるよう努めるものとする。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第3条に定める基本理念に基づき、事業者が果たすべき責務を定めたものである。

【解釈】

○ 「事業者が所有し、占有し、又は管理する施設」とは、事務所、店舗、工場などのほか、倉庫、物置なども含む。

○ 「従業員」とは、常勤の社員であるか、臨時の社員であるかを問わず、事業所に勤務する全ての人をいう。

○ 「必要な知識」とは、犯罪による被害に遭わないための対策や防犯器具についての知識をいい、具体的には「鍵かけの必要性」、「万引き被害を防止するための陳列方法」、「最新の防犯器具や防犯用品の使用方法」などが挙げられる。

(土地所有者等の責務)

第8条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第3条に定める基本理念に基づき、土地所有者等が果たすべき責務を定めたものである。

【解釈】

○ 「犯罪の防止に配慮した環境を確保する」とは、警備員によるパトロールや頑丈なドア、ガラスなどの整備、街灯、見通しのよい塀や柵を設置することなどで犯罪を実行しにくい環境を確保することをいう。



## 第2章 安全安心まちづくりの推進に関する基本方針等

(施策の策定等に係る指針)

第9条 市は、安全安心まちづくりの推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 安全の確保について配慮を必要とする者が犯罪による被害に遭わないようにすること。
- (2) 犯罪の防止に配慮した環境を確保すること。

### 【趣旨】

本条は、市が安全安心まちづくりを推進していくための施策を策定し、実施する上での基本的な指針を定めたものである。

### 【解釈・運用等】

- 「安全の確保について配慮を必要とする者が犯罪による被害に遭わないようにすること」「犯罪の防止に配慮した環境を確保すること」の2つを、上越市が指針とした理由は、次のとおりである。
  - ・「安全の確保について配慮を必要とする者が犯罪による被害に遭わないようにすること」

犯罪による被害に遭いやすい、安全の確保について配慮を必要とする者を守る取組を重点的に行うことは、結果的に安全の確保について配慮を必要とする者以外の市民全員を守ることにつながることから、安全の確保について配慮を必要とする者が犯罪による被害を受けないようにすることを指針として定めたものである。
  - ・「犯罪の防止に配慮した環境を確保すること」

市民の安全を確保するためには、犯罪発生件数を更に減少させ、市民が犯罪による被害に遭う機会を減らす必要がある。  
そのためには、ハード面とソフト面の両面で環境を整備していくことが重要であることから指針として定めたものである。

(推進計画の策定等)

第10条 市長は、安全安心まちづくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 安全安心まちづくりの推進に関する施策についての基本方針
- (2) 安全安心まちづくりの推進に関する長期的な目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、安全安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議の意見を聴かななければならない。

4 市長は、推進計画を策定ときは、速やかにその旨を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

### 【趣旨】

本条は、安全安心まちづくりが、日々の活動の積み重ねにより推進されることから、推進計画を策定して総合的かつ計画的に実施することが必要であるため、市が推進計画を策定することを義務付けるとともに、推進計画において定める事項及び策定時などの手続について定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 第3項は、推進計画を市の独断で策定するのではなく、市民の代表者等からなる第三者機関である「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)」を地方自治法上の附属期間として設置して、意見を聴くことにより、より公平で実効性のある計画を策定するために設けた規定である。
- 推進計画の策定の具体的な流れとしては、まず、市長の諮問に基づき、推進会議で素案を検討した後、その答申を尊重して市長が推進計画案を定め、当該推進計画案についてパブリックコメント制度により広く市民の意見を聴くとともに、地域自治区に関連する事項については地域協議会にも諮って意見を聴くことを予定している。
- 推進計画に対する地域的な組織の意見については、第27条に推進会議の委員を規定しているが、具体的には町内会や防犯協会の代表や公募に応じていただいた市民の方からも委員に就任していただくことを予定しており、素案の検討段階で集約し、反映していくことになる。

## 第3章 安全安心まちづくりの推進に関する施策等

(安全の確保について配慮を必要とする者に対する防犯教育等)

第11条 市は、安全の確保について配慮を必要とする者に対し、犯罪による被害に遭わないようにするため、必要な防犯教育、情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

### 【趣旨】

本条は、高齢者や子どもなど、特に犯罪から身を守る力が弱い安全の確保について配慮を必要とする者が、犯罪による被害に遭わないようにするため、防犯教育等を行うことについて定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 「防犯教育」とは、防犯に関する研修会・防犯教室などを開催し、犯罪による被害に遭わないようにするため、身を守るための知識や対処方法を教えることをいう。
- 「情報の提供、助言又は指導」とは、犯罪による被害に遭わないために安全メール、広報じょうえつやエフエム上越等を通じての情報提供や助言、老人会などの会合で行う防犯指導などをいう。
- 病院や福祉施設、介護施設等に通院・入所している人も、安全の確保について配慮を必要とする者に含まれることから、本条の防犯教育等の対象者である。

(安全確保に係る教育等の充実)

第12条 市は、市民等及び学校等の関係者と連携し、犯罪による被害に遭わないようにするための安全の確保に係る教育及び犯罪を起こさないための教育の充実が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、市民が犯罪の被害者、あるいは犯罪の加害者にならないようにするため、市が様々な主体と連携し、協力しながら教育の充実を図ることについて定めたものである。

#### 【解釈・運用】

- 「安全の確保に係る教育」とは、市民が犯罪による被害に遭わないため、身を守るための知識や対処方法を教える教育をいう。具体的には、不審者が侵入してきた際の対処方法の訓練、誘拐や連れ去りに遭わないための対処方法の指導、高齢者に対する防犯講習会での悪質商法などの事例紹介や、市民防犯フェアなどにおける防犯グッズなどの紹介などをいう。

現在、市では、

- |                |   |            |
|----------------|---|------------|
| 幼稚園児、保育園児対象    | … | こども安全教室の実施 |
| 小学校1、2年生対象     | … | 児童安全教室の実施  |
| 小学校3、4年生対象     | … | 社会科授業での指導  |
| 小学校5、6年生、中学生対象 | … | 安全マップづくり   |
| 防犯出前講座、防犯講習会   | … | 全市民対象      |

などの取組を行っている。

- 「犯罪を起こさないための教育」とは、市民が社会のルールに反する行為を行わないようにするため、規範意識や善悪の判断、思いやりの心など、社会の一員として守らなければならないことや、犯罪の実態や被害を受けた人の様子などを、学校での道徳や倫理社会の授業、市民等に対する防犯講習会などで教えることをいう。
- 市は、市民、地縁団体等や事業者に対し、家庭や地域、店舗などのあらゆる場面における安全確保の必要性について、啓発活動や情報提供を行い、それぞれの場面に応じた安全確保に関する教育の充実が図られるよう連携するものとする。

(学校等における安全確保等)

第13条 市は、市が設置し、又は管理する学校等について、子どもが犯罪による被害に遭わないようにするための安全の確保（以下「安全確保」という。）に係る対策を講ずるものとする。

2 市は、学校等（市が設置し、又は管理するものを除く。）を設置し、又は管理する者に対し、安全確保に係る対策について、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

3 市は、学校等を設置し、又は管理する者、関係行政機関及び市民等に対し、それぞれが連携した安全確保に係る体制の整備及び活動の実施について、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

### 【趣旨】

本条は、子どもが平日の昼間のほとんどの時間を過ごす学校において、子どもを犯罪から守るための施策を定めたものである。

### 【解釈】

- 第1項は、県条例第14条で学校等の設置者及び管理者に安全確保の努力義務が課されていることを受け、市が設置し、又は管理する学校等について市が安全確保対策を講ずることを明記したものである。
- 第2項は、県条例第14条を受け、私立学校等において県条例で課された努力義務が実現されるように市としても協力していく必要があることから情報提供などを行うこととしたものである。
- 第3項は、県条例第15条を受け、学校管理者や関係行政機関などに、市が安全確保に必要な体制整備及び活動の実施についての情報などを提供することを規定したものである。
- 「必要な情報の提供、助言又は指導を行う」とは、
  - ・ 犯罪の発生状況等
  - ・ 学校等の出入口扉等に関する防犯措置
  - ・ 学校の敷地内への不審者侵入防止措置などについて、情報の提供、助言や指導を行うことをいう。
- 「関係行政機関」とは、子どもに対する犯罪の予防及び青少年の健全育成に関する活動を行う警察署、教育事務所、少年サポートセンターなどの機関をいう。
- 「安全確保に係る体制の整備」とは、具体的には、登下校時の児童等の安全確保のための体制、不法に学校に侵入しようとする者への侵入防止体制などの整備をいう。

#### (通学路等における安全確保)

第14条 市は、通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等における安全確保のため、市民等と連携し、見守り活動の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

### 【趣旨】

本条は、子どもを犯罪から守るため、通学路等における安全確保について定めたものである。

### 【解釈・運用】

- 「通学、通園等の用に供される道路」とは、学校等が通学、通園等のために使用する道路として指定する通学路、通園路等をいう。
- 「子どもが日常的に利用する公園、広場等」とは、市民が自由に利用できる公園、広場、グラウンドなどの施設をいう。
- 「その他必要な措置」とは、市民等によるパトロール活動の促進、子ども110番の家の配置状況の点検、通学路や公園、広場等に対する安全点検などをいう。

- 本条例は、風俗店などの出店規制を意図したものでないことから、出店規制は従来どおり「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」により対応することとなる。

(犯罪防止に配慮した道路等の普及)

第15条 市は、道路、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）のうち市が設置し、又は管理するものについて、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとする。

2 市は、市以外の者が設置し、又は管理する道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を普及するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

#### 【趣旨】

本条は、本市において道路上で子どもに対する声掛け事案が数多く発生している現状を考慮し、多数の人が往来する道路、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪防止に配慮した構造や設備等を普及することについて定めたものである。

#### 【解釈】

- 第1項は、県条例第18条及び第19条で犯罪の防止に配慮した道路、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及が定められていることを受け、市が設置し、管理する道路等について安全確保対策を講ずることを明記したものである。
- 第2項は、県条例第18条及び第19条で犯罪の防止に配慮した道路等の普及等が定められていることを受け、市以外の者が設置し、管理している道路等についても犯罪の配慮がなされるように市としても協力していく必要があることから情報提供などを行うこととしたものである。
- 「道路」とは、道路法で規定するものに限らず、不特定多数の者が利用する道路全般を指し、公道、私道を問わない。
- 「自動車駐車場」とは、駐車場法第2条に規定されている「路外駐車場」に限らず、建物に附属する駐車場等、日常の場において一般的に自動車駐車場として認知されているものをいう。
- 「自転車駐車場」とは、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条に規定される「自転車等駐車場」に限らず、建物に附属する自転車駐車場等、日常の場において一般的に自転車駐車場として認知されているものをいう。
- 「犯罪の防止に配慮した構造、設備等」とは、周囲からの見通しの確保や防犯灯、街路灯等の設置による明るさの確保などにより、死角を減らすことによる犯罪抑止効果を高めた構造や設備などをいう。
- 「必要な情報の提供、助言又は指導」とは、犯罪が発生しにくい環境づくりを行う上で有効な情報（犯罪による被害に遭わないための方法）などの提供、助言又は指導を行うことをいう。

(犯罪防止に配慮した建物等の普及)

第16条 市は、市が設置し、又は管理する施設について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するようになるものとする。

2 市は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅、商業施設その他の建物を普及するため、建物の建築主及び建物を設計し、建築し、又は供給する事業者並びに建物を所有し、占有し、又は管理する者に対し、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

3 市は、土地所有者等がその所有し、占有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物において犯罪の防止に配慮した環境を確保するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うものとする。

#### 【趣旨】

本条は、犯罪の防止に配慮した建物等の普及について定めたものである。

#### 【解釈】

- 第1項は、市が設置し、又は管理する既存、新設の施設について犯罪防止に配慮した構造、設備などを有する構造にすることを明示したものである。
- 第2項は、県条例第20条から第22条まで及び第24条の規定を受け、市内に所在する住宅、商業施設その他の建物に犯罪の防止に配慮した構造、設備等を普及させるため、市が情報の提供などを行うことを定めたものである。
- 病院や福祉施設、介護施設等の建物は、市が設置等するものは、第1項の規定の対象となり、また民間事業者が設置等するものは、第2項の規定の対象となり、病院等へ通院・入所等をしている人々の安全確保に資することとなる。
- 第3項は、空き地や空き家においても、犯罪の防止に配慮した環境を確保するため、土地所有者等に市が情報の提供などを行うことを定めたものである。
- 「犯罪の防止に配慮した構造、設備等」とは、周囲からの見通しのよい構造、来訪者の顔や行動が見える設備、侵入防止のための設備など、第三者から見えやすく、侵入しにくい構造や設備などをいう。
- 「住宅」とは、共同住宅、一戸建て住宅、新築・既存の別を問わない。
- 「商業施設その他の建物」とは、店舗、事務所、ショッピングセンター、工場、倉庫などをいう。
- 「犯罪の防止に配慮した環境の確保」とは、土地所有者等が、自らが所有する物件、管理する物件等について、犯罪発生の温床とならないため、塀や柵で囲う措置や、警備員によるパトロール実施を委託する体制の整備などを行うことをいう。
- 「必要な情報の提供、助言又は指導」とは、犯罪による被害に遭いにくい構造や、最新の防犯器具などの情報の提供や、街灯の設置、パトロールなどによる被害防止方法などを助言又は指導することをいう。

(上越市防犯の日の指定等)

第17条 市は、市民等の安全安心まちづくりへの関心及び理解を深めるため、毎年7月12日を上越市防犯の日として指定する。

2 市長は、毎年7月12日を含む期間を防犯運動強化期間として指定し、市民等の安全安心まちづくりへの関心及び理解を深めるとともに、その普及を図るものとする。

#### 【趣旨】

本条は、市民等に安全安心まちづくりへの関心及び理解を深めてもらうため、「上越市防犯の日」及び「防犯運動強化期間」を指定することについて定めたものである。

#### 【経緯・運用】

○ 「上越市防犯の日」は、平成16年7月12日に第1回の上越市防犯の日を実施したことと、子どもが戸外で過ごすことが多くなる夏休み前に、地域をあげて通学路の点検や見守り活動を実施することにより、犯罪抑止効果が期待できることから、7月12日を指定することとしたものである。

○ 「防犯運動強化期間」は、多くの市民の皆さんから安全安心まちづくりに参加していただくため「上越市防犯の日」（7月12日）の直前の土曜日から直後の日曜日までの期間を目途に指定するもので、「上越市防犯週間」と愛称で呼ぶこととする。

○ 本市での上越市防犯の日及び防犯運動強化期間に関連した具体的な取組は

- ・安全シンポジウムの開催
- ・県民及び関係機関・団体合同の一斉安全点検パトロール
- ・防犯キャンペーン・防犯パトロール
- ・防犯PR等の実施

などを予定している。

(モデル地域の指定)

第18条 市長は、市民等による安全安心まちづくりに関する活動を推進するため、犯罪の防止に配慮した地域づくりに向けた環境整備等の施策を重点的に実施する地域を安全安心まちづくりに関する活動モデル地域として指定することができる。

#### 【趣旨】

本条は、市民等による安全安心まちづくりに関する活動を活発化するため、地縁団体や防犯団体の所在する地区をモデル地域に指定することについて定めたものである。

#### 【運用】

○ 「モデル地域」は、希望する地縁団体や地区防犯団体のうちから、活動期間、活動内容、参加人数などを調査した後、地域の実情や活動後の広がりなどを勘案して決定する予定である。

○ 「犯罪の防止に配慮した地域づくりに向けた環境整備等の施策」は、「こどもの安全」「高齢者の安全」「通学路の確保」など地域で問題となり、あるいは、将来、問題となりうる課題を解決するための施策のことである。

具体的な内容は、モデル地域の住民と市が協議の上決定する。

(自主的な活動に対する支援)

第19条 市は、見守り活動その他地域における自主的な安全安心まちづくりに関する活動(以下「自主的な活動」という。)を促進するため、必要な情報の提供、助言又は指導を行うとともに、自主的な活動について必要に応じ財政的援助その他の支援を行うものとする。

**【趣旨】**

本条は、地域における自主的な安全安心まちづくりに関する活動に対する支援について定めたものである。

**【解釈】**

- 「その他地域における自主的な安全安心まちづくりに関する活動」とは、防犯パトロールや地域安全マップづくり等の活動をいう。
- 「必要な情報の提供、助言又は指導」とは、自主的な活動を行う団体に対し、犯罪の発生状況、最新の防犯器具などの情報の提供や、パトロールや見守り活動などによる被害防止方法などを指導し、助言することをいう。
- 「財政的援助その他の支援」とは、自主的な活動を行う団体に対する補助金の交付や、市・警察による防犯に関する技能・技術面からの支援などをいう。

(人材の育成等)

第20条 市は、自主的な活動を積極的かつ効果的なものとするため、自主的な活動の中心となる人材を育成するものとする。  
2 市長は、前項の規定により育成した人材を上越市安全安心リーダーとして認定することができる。  
3 市は、地域における安全安心まちづくりの推進に関する施策の実施に当たっては、当該地域の上越市安全安心リーダーと連携して行うものとする。

**【趣旨】**

本条は、地域における安全安心まちづくりに関する活動の中心となる人材を育成するとともに、育成した人材を上越市安全安心リーダーとして認定し、連携することについて定めたものである。

**【解釈】**

- 「活動の中心となる人材」とは、地縁団体や地域防犯団体の中核となり、安全安心まちづくり活動を牽引する人をいう。
- 人材の育成は、地域における安全安心まちづくりに関する活動の中心となる人材として、地縁団体、防犯協会・組合等から推薦された者に対し、防犯活動の基礎知識、犯罪の発生状況、地域での活動事例について講習会などを3回程度(1回2時間程度)実施することにより行うものとする。  
また、市は当該講習会等を全て受講した者を「上越市安全安心リーダー」として認定し、地域住民への啓発活動等を、当該地域の「上越市安全安心リーダー」と連携して実施する。



(犯罪被害者等に対する支援)

第21条 市は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備その他犯罪被害者等を支援するための施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等に対する支援について定めたものである。

【解釈】

- 「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいい、具体的には、刑法及び特別法などの国の法律で定められた犯罪など、身体及び精神に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 「犯罪被害者等を支援するための施策」とは、被害からの早期回復を支援するための物心両面での支援であり、具体的には
  - ・被害者等からの電話あるいは面接による相談
  - ・適正性を有する担当者によるカウンセリング
  - ・病院、裁判所、警察等への付添い
  - ・生活保護や犯罪被害者給付金などの関係機関による支援事業の紹介
  - ・被害者支援の必要性に関する広報・啓発を関係機関と連携しながら実施するものである。

【法律・県条例との関係】

国においては、平成16年12月8日に犯罪被害者等基本法を定め、犯罪被害者保護の基本理念と国、地方公共団体及び国民の責務を定めている。この中で地方公共団体には、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有することを規定し、県においては、県条例第26条で「犯罪被害者等に対する支援」を市と連携の下で行うことについて規定している。

本市では、犯罪被害者等基本法及び県条例を受け、市の重点施策として犯罪被害者等の支援を実施するものである。

(推進体制の整備等)

第22条 市は、安全安心まちづくりの推進に関する施策を策定し、及び円滑に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、安全安心まちづくりに関する活動を実施する施策を策定し、及び円滑に実施するため、市の推進体制の整備等について定めたものである。

**【解釈】**

- 「必要な体制」とは、地域の実情を踏まえた取組を展開するため、市の内部組織等が連携し、安全安心まちづくりに関する活動を実施するための体制をいう。  
具体的には、「庁内連絡会議」を設け、連絡を密にするほか、地区防犯団体や地縁団体との連絡会議などの開催を想定している。
- 「その他の必要な措置」とは、法制上の措置などをいう。

(広報活動の充実等)

第23条 市は、市民等の安全安心まちづくりに関する理解を深めるとともに、安全安心まちづくりの推進に関する活動に対する意欲を高めるため、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

**【趣旨】**

本条は、市民等の安全安心まちづくりに対する理解を深めるとともに、安全安心まちづくりの推進に関する活動に対する意欲を高めるための啓発について定めたものである。

**【解釈】**

- 「広報活動」とは、市民等に安全安心まちづくりの推進に関する活動を周知するため、パンフレットの配布、広報紙への掲載、テレビ・ラジオ、ホームページなど広報媒体を利用し、効率的で質の高い安全安心まちづくりに関する活動の情報提供を実施することをいう。
- 「その他必要な措置」とは、防犯講習会等を開催することをいう。

(施策の実施状況の公表)

第24条 市長は、毎年、安全安心まちづくりに関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、安全安心まちづくりに対する市民等の理解を深めるため、その実施状況を毎年議会に報告し、市民に公表することについて定めたものである。

**【運用】**

- 市民への公表は、広報じょうえつとホームページへの掲載により行うものとする。

## 第4章 上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議

(設置)

第25条 安全安心まちづくりの推進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

**【趣旨】**

- 本条は、安全安心まちづくりの推進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、地方自治法第138条の4に基づく附属機関として「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進会議」を設置することについて定めたものである。

(所掌事項)

第26条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。
  - (2) 市長の諮問に応じ、安全安心まちづくりの推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- 2 推進会議は、前項各号に掲げるもののほか、推進計画の推進に関し市長に意見を述べることができる。

**【趣旨】**

本条は、推進会議の所掌事項について定めたものである。

**【解釈】**

- 推進会議は、市長の諮問に応じて推進計画や安全安心まちづくりの推進に関する事項を調査審議するほか、建議機能を持ち、安全安心まちづくりを推進するため、必要に応じて市長に意見を述べるものである。
- 推進計画の策定や変更の際には、地域協議会による審議とは別に、地域自治区の設置に関する協議書に基づき、地域自治区に関する部分について、地域協議会の意見を聴くこととなる。

(組織)

第27条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 地縁団体等を代表する者
- (4) 事業者
- (5) 公募に応じた市民
- (6) 市の職員

**【趣旨】**

本条は、推進会議の組織について定めたものである。

**【解釈】**

- 安全安心まちづくりを推進する上で、関係する機関・団体等、それぞれが理解し合い、連携することによって安全安心まちづくりの実現に取り組む必要があるため、推進会議の委員は、国道を管理する国の地方行政機関の職員、県の条例の所管及び県道の管理者である県の知事部局の職員、安全安心まちづくり活動の中核をなす学校等、地縁団体等、事業者のほか、広く市民の意見を反映するため、公募の委員や市の関係部局の職員をもって組織することとし、それらの意見を集約し、調整できる人数として20人以内として定めたものである。

(委員の任期)

第28条 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**【趣旨】**

本条は、推進会議の委員の任期について定めたものである。

(規則への委任)

第29条 前3条に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

**【趣旨】**

本条は、推進会議の運営等について、規則に定めることを定めたものである。

## 第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**【趣旨】**

本条は、この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることを定めたものである。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

**【趣旨】**

この条例の施行期日について定めたものである。

**【解釈】**

○ 安全安心まちづくりの取組は、喫緊の課題であることから、速やかに市民に周知して施行するため、平成18年10月1日を施行期日としたものである。